

農委会報

第50号

令和3年度

新庄

編集・発行

令和4年1月7日

新庄市農業委員会

☎0233-29-5839(直通)



三原真理子さん(小泉)は嫁いだ当初、勤めに出ていましたが、広い農地を所有していることや世代交代ということを考えた末に「農地を有効に活用したい。生産者と消費者が対面できる農業がしたい。」という思いに至ったそうです。その後、明倫堂プロジェクトへの参加や、2年間の農林大学の新規就農研修を経て、3年前からミニトマトを主品目とする農業を行っています。

現在は新庄市農業協同組合トマト部会や、やまがた農業女子ネットワーク(あぐっと～a good～)に所属されるなど、農業仲間や他業種の方との様々な人のつながりや交流、情報交換を大切にしているそうです。

「苦勞の方が多けれども、消費者からの“美味しい”の一言に、栽培する喜び、やりがいを感じている。今後は地域から選ばれる農家を目指し、昔からの文化を守りつつ、現代にあった商品化を行い、次世代へつなぐ役割を担っていきたい。」と語っていただきました。
(新庄地区 五十嵐 成生)

目次

- ・ 新年のあいさつ…………… 2 ページ
- ・ 今年度の活動…………… 3 ページ
- ・ 農業者年金制度改正…………… 4 ・ 5 ページ
- ・ 事務局からのお知らせ
編集後記…………… 6 ページ





新庄市農業委員会

会長 浅沼 玲子

新年のあいさつ

新年あけましておめでとうございます。

農業委員会の業務運営につきましては多大なるご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

国内外で未だに収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響により国民の日常生活や経済活動は引き続き厳しい状況にあります。農業分野においても農作物の消費量の減少、価格の低迷、後継者不足等、厳しい状況が続いております。

昨年は4月、5月に発生した降霜、降雪により最上地域の「にら」、「アスパラガス」、「りんどう」などの農作物が被害に見舞われましたが、稲作においては、県の21年産米の作況指数が3年連続で「やや良」の「104」（最上地域「103」）、10㍏当たりの収量は全国トップの626^キになりました。

度重なる気象災害によって被災農業者の減収、営農意欲の低下、農業生産の減退が懸念されますが、皆様におかれましては各種支援を積極的にご活用いただき、安定した生産活動となりますことを期待しております。





新庄市農業委員会は、令和2年7月に改選され2年目を迎えました。新型コロナウイルス感染症の影響下ではございますが、農業者の代表機関として、農地法等の法令事務の執行に努めるとともに農業委員、農地利用最適化推進委員が連携し、本年も地域農業のけん引役として将来の持続可能で力強い農業の実現に向け取り組んでまいります。

農業者の皆様、関係機関の更なるご指導、ご支援をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いたします

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 伊藤 正美 | 松浦 洋一 | 海藤 芳正 | 笹田 明二 | 須田 雄二 | 今田 明二 | 今田 明二 | 三原 常男 | 農地利用最適化推進委員 | 早坂 浩樹 | 佐藤 喜代志 | 星川 秀一 | 下川 吉和 | 星川 良一 | 森山 光弥 | 高原 康志 | 三村 貞芳 | 指原 謙二 | 齋藤 啓成 | 佐藤 啓成 | 五十嵐 成生 | 星川 豊茂 | 丹宮 成彦 | 田宮 成真 | 間水 哲夫 | 清川 一行 | 笹沼 玲也 | 浅沼 子 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|

農業委員会の主な仕事

- ①優良農地の確保と有効利用のために、遊休農地所有者に対する意向の確認や、農地台帳による情報管理。

- ②担い手への農地利用の集積・集約化のため、農地の利用調整やあっせん

- ③農地等の利用最適化のため関係行政機関への意見の提出

- ④農業者年金の加入推進


農地を相続したら農業委員会へ!

相続等によって農地の権利を取得した人は農地のある農業委員会への届出が必要です。

- 届出をしなかった、または、虚偽の届出をすると過料に処せられます。
- 農業委員会では、相続をした方が地元を離れているなど何らかの事情で自分では管理ができない場合のご相談や、借り手を探すお手伝い等も行っています。まずはお気軽にお問い合わせください。





農地パトロールを行いました

農業委員会では、7月20日から約1カ月間、各担当地区の調査員が農地パトロールを行い、農地の利用状況を調査しました。この調査は遊休農地の実態把握や発生防止等を主な目的としています。農地が原野化・山林化する背景には、農作業上の不便性、後継者不足、高齢化といった課題が多くあることを改めて実感しました。このような課題が少しでも解決に向かっていくよう取り組んで参りますので、引き続き、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(萩野地区 指村 貞芳)

農業委員会大会に参加しました

11月12日、令和3年度農業委員会大会が酒田市市民会館「希望ホール」で行われました。新型コロナウイルス対策として、昨年に引き続き人数を制限しての開催となり、当委員会では13名が参加しました。

大会は、開会行事に始まり、各地区から提出された議案についての審議が行われました。「農業委員会法改正5年後調査及び独自調査の結果を踏まえた要請に関する決議」、「新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案決議」、「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動により実質化された人・農地プランを実行するための申し合わせ決議」、「農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議」が提案され、すべて満場一致で決議されました。

また、農林水産大臣表彰の伝達や永年勤続者表彰も行われ、最後に当委員会の浅沼玲子会長の「ガンバロウ宣言」と次期開催地区の南陽市へと引き継がれ、閉会となりました。

(八向地区

田宮 成彦)



米の品評会で特別優秀賞受賞!



去る11月27日に開催された、第23回米・食味分析鑑定コンクール：国際大会において、

五十嵐成生委員（新庄地区・米の匠 みのりガーデン）が、国際総合部門の特別優秀賞を受賞されました。また、12月3・4日に開催された、第18回お米日本一コンテストinしずおかにおいても、金賞を受賞されました。受賞したコシヒカリは、自然栽培（無農薬・無肥料）で作っており、消費者の方からは、「安心でおいしいお米」と好評です。

自然栽培を行うにあたって、当初は先代の反対がありましたが、今では家族の協力を受け、米作りに励んでいます。10aあたり150kg（2.5俵）程しか生産ができませんが、自身の強さで育った米は甘み・旨みが強いものとなっています。

(稲舟地区

高山 光弥)





農業者年金が さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます

(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント

2

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

ポイント

3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます

(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント
1の説明

令和4年1月から

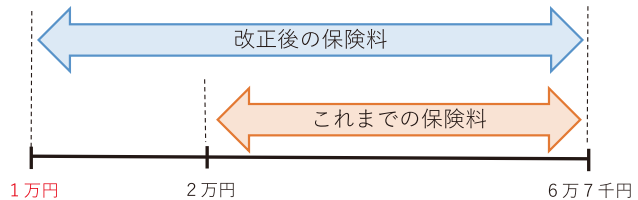
35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

- 次の①～⑤のいずれにも該当しない方
- ① 認定農業者かつ青色申告者
 - ② 認定就農者かつ青色申告者
 - ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
 - ④ 認定農業者又は青色申告者
 - ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】
（千円単位で選択できます）



ポイント
2の説明

令和4年4月から

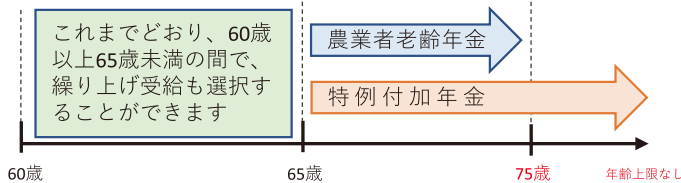
年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

- 【農業者老齢年金】
- ・ 65歳以上であること
- 【特例付加年金】
- ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- ・ 65歳以上であること

ポイント
3の説明

令和4年5月から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

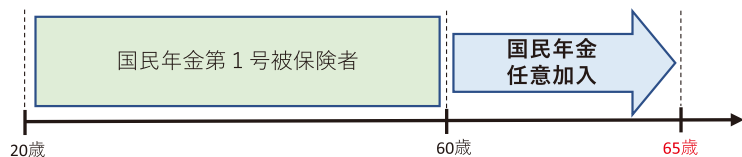
現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJA又は農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員
TEL: 03-3502-3199

● 企画調整室
TEL: 03-3502-3942

事務局からのお知らせ



農地の権利移動には農業委員会の許可が必要です



農業委員会の許可

- 農地を貸借、または耕作目的で売買・贈与する場合は農地法第3条許可が必要です。
- 自分の農地を他の用途に転用する場合は農地法第4条許可が必要です。
- 自分以外の農地を他の用途に転用するために、売買や贈与、貸借する場合は農地法第5条許可が必要です。

農業委員会への報告

- 農地の賃借契約の解約は農地法第18条第6項による合意解約の通知が必要です。
- 農地の相続等により所有権を取得した場合は、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出が必要です。



申請・報告等の締め切り 毎月10日 (休日・祝祭日の場合はその前の平日)



- 農用地利用集積計画による農地の権利移動を希望する場合は、お近くの農業委員又は農地利用最適化推進委員にご相談ください。

詳しくは、農業委員会事務局(直通29-5839)まで

週間 月4回 金曜日発行
月700円、年8,400円(消費税込)

●発行所 全国農業会議所
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会2階
TEL 03-6910-130 FAX 03-3261-5132



農業新聞を購読しませんか？
全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週間の農業専門総合誌です。
農業者年金、税金、農業経営など、農業をするうえで欠かせない情報が満載です。
購読のお申し込み、お問い合わせはお気軽に新庄市農業委員会までご連絡ください。

全国農業新聞のお知らせ

五十嵐成生委員(新庄地区)
高山 光弥委員(稲舟地区)
指村 貞芳委員(萩野地区)
田宮 成彦委員(八向地区)

農委広報編集委員



令和3年度は昨年度からの新型コロナウイルス感染症が終息する気配が無いままのスタートになりました。昨今の景気悪化や4月の霜等の被害もあり、農作物全般が価格等も含め、大変厳しい状況となりました。

その中でも頑張つて農業に携わっている皆様がこれからも農業を続けていく為に、私達農業委員及び農地利用最適化推進委員は関係機関と連携を密にし、集積・集約の推進・遊休農地の発生防止に努めていきたいと思っております。この状況が一日も早く解消され、平穏な日々が戻りますようお願い申し上げます。

編集後記